

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		看護・介護職員の数に基づき異なる場合	介護職員の責任が基準を満たさない場合	身体拘束薬の使用加算	入居継続支援加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合		
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1	536	×70/100	-54		1月につき+200単位	1日につき+12単位	1日につき+10単位	1日につき+120単位	1月につき+80単位	1月につき+30単位	1日につき+5単位	訪問介護 身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位 所要時間30分以上1時間未満の場合 261単位 に所要時間30分を計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間180分以上の場合 563単位に所要時間1時間30分を計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分を計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位 所要時間1時間15分以上の場合 261単位 通院等乗降介助 1回につき 86単位 他の訪問サービス及び通所サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ただし、基本部分も含めて要介護レベルに定める限度を上限とする。			
	要介護2	602		-60												
	要介護3	671		-67	1日につき+36単位											
	要介護4	735		-74												
	要介護5	804		-80												
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)			×70/100													
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)		要介護1 536 要介護2 602 要介護3 671 要介護4 735 要介護5 804	×70/100					1日につき+10単位	1日につき+120単位							
ニ 通院・通所連携加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)														
ホ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)														
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算(イ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(ロ) (1日につき 4単位を加算)														
ト サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(ハ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(ニ) (1日につき 6単位を加算)														
チ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(イ) (1月につき + 所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(ロ) (1月につき + 所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(ハ) (1月につき + 所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(ニ) (1月につき + (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(ホ) (1月につき + (3)の80/100)		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計												
リ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(イ) (1月につき + 所定単位×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(ロ) (1月につき + 所定単位×12/1000)		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計												
限度額		要介護1 14,298単位 要介護2 18,301単位 要介護3 20,398単位 要介護4 22,344単位 要介護5 24,442単位														
短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。																

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
敷いす	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
敷いす付用品			
特殊寝台			
特殊寝台付用品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
手すり			
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト			
自動排尿処理装置			

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

要介護1の者については、敷いす、敷いす付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排尿処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)